平成２２年（フ）第２４８号
福井市末町第31号18番地４、旧住所福井市月見３丁目８番36号
債務者　辻岡智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
長野県須坂市大字須坂1362番地
債務者　須田　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
長野市大岡丙3989番地５、前住所長野市大字鶴賀緑町1605番地18　グリーンハイツ506
債務者　市河　要子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目13番21号、前住所兵庫県伊丹市野間北１丁目３番７号
債務者　井上万里子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２０号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目12番８号グランデージ東難波102号、前住所兵庫県尼崎市昭和通１丁目８番５号
債務者　藤原　良子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４７号
兵庫県尼崎市神崎町40番１―205号
債務者　山口　廣由
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８９号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目６番23号、住民票上の住所神戸市灘区城内通２丁目３番14号前羽文化103
債務者　小川　主税
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０４号
兵庫県西宮市染殿町２番８―101号　有限会社青空内、前住所兵庫県西宮市今津巽町７番３―202号
債務者　塚本　禎久
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県たつの市御津町中島886番地76
債務者　桑名　幸正
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県朝来市桑市149番地２
債務者　宮下　　昇
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
北九州市門司区社ノ木１丁目９番５号
債務者　川原　健二
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６６０号
北九州市八幡東区中央１丁目11番１―503号
債務者　斎藤亜紀子（旧姓兼竹）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７４号
北九州市八幡東区上本町１丁目14番28号
債務者　山形　　満
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６９０号
北九州市小倉北区熊谷２丁目13番２号
債務者　持原　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４０号
大分県別府市大字鶴見1927番地の15
債務者　野田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１２６号
大分県中津市三光臼木1078番地
債務者　松本　正信
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０７号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅17棟13号
債務者　倉岡　利春
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係